

後期高齢者医療 令和6・7年度の保険料率決定

問 市民課
☎ 62-1233

高知県の後期高齢者の医療費は毎年増加しているため、医療保険が負担する費用も増加しています。将来に渡って安定した制度運営を行っていくために、次のとおり保険料を引き上げることとなりました。保険料の引き上げ幅は、基金を活用して抑制しています。

	被保険者均等割額	所得割額	年間保険料の上限
令和4・5年度	55,500円	10.50%	66万円
令和6・7年度	56,000円	10.78%*	80万円**

* 激変緩和措置により、総所得金額等から基礎控除額43万円を差し引いた金額が58万円以下の方は、令和6年度は10.01%となります。

** 激変緩和措置により、令和6年3月31日以前に75歳になられた方および障害認定により後期高齢者医療制度の被保険者となられた方は、令和6年度は73万円となります。

令和6年度の保険料の計算方法

令和6年度の個々の保険料額は、前年中の所得が確定した後、次の計算方法により7月初旬に決定する予定です。保険料は一律に負担していただく「被保険者均等割額」と、所得に応じて負担していただく「所得割額」を合計して被保険者個人ごとに算出します。

被保険者均等割額 56,000円	+	所得割額 賦課基準額 × 10.78%*	=	1人あたりの年間保険料 (100円未満切り捨て)
----------------------------	---	--------------------------------	---	------------------------------------

被保険者均等割額の軽減

同一世帯内の世帯主と被保険者の総所得金額等の合計が次の表を満たす場合には、被保険者均等割額が軽減されます。

軽減の割合	軽減後の被保険者均等割額	同一世帯内の世帯主と被保険者の総所得金額等の合計額 (※)
7割	16,800円	43万円 + 10万円 × (給与・年金所得者数※ - 1) 以下
5割	28,000円	43万円 + 10万円 × (給与・年金所得者数※ - 1) + (29.5万円 × 被保険者数) 以下
2割	44,800円	43万円 + 10万円 × (給与・年金所得者数※ - 1) + (54.5万円 × 被保険者数) 以下
軽減無し	56,000円	それ以外の方

※ 総所得金額等の合計額とは、前年中の収入額から各種控除や必要経費を除いた所得の合計額です。給与・年金所得者数とは、給与収入が55万円を超えるまたは公的年金等収入が125万円（65歳未満の方は60万円）を超える世帯主および被保険者の合計人数です。合計人数が2人以上いる場合に適用します。

軽減判定の注意点

- 65歳以上で公的年金等所得がある場合、公的年金等所得から15万円を差し引いた額で軽減を判定します。
- 事業所得の必要経費に専従者給与は入らず、事業主の所得は専従者控除前の所得で計算します（専従者給与と所得は専従者本人の給与所得から除外します）。
- 譲渡所得の特別控除は適用されませんが、雑損失の繰越控除は適用されます。

お誕生おめでとう
(令和6年4月受付分)

住所	赤ちゃん	保護者
四季の丘2丁目	ひろばた 葵	二義
港南台1丁目	たけだ あみ	真優

ご冥福をお祈りします
(令和6年4月受付分)

住所	氏名	享年
錦	山本 久	73
幸町	三松 時男	93
中央7丁目	山岡 千万	89

※本コーナーの記事は、家族などからの申し込みにより掲載しています。（敬称略）

問 市民課 ☎ 62-1233